

番 号 : 130844

国 名 : モザンビーク

担当部署 : アフリカ部

件 名 : 投資促進能力強化アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 投資促進能力強化アドバイザー業務

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2013年9月下旬から2015年10月上旬まで

(2) 業務M/M : 国内 1.60M/M、現地 11.50M/M、合計 13.10M/M

(3) 業務日数 : 準備期間 業務従事期間 (渡航2回) 国内作業期間 整理期間

<2013年度>	5	90	2	5
----------	---	----	---	---

準備期間	業務従事期間 (渡航3回)	国内作業期間	整理期間
------	---------------	--------	------

<2014年度>	2	165	4	5
----------	---	-----	---	---

準備期間	業務従事期間 (渡航2回)	国内作業期間	整理期間
------	---------------	--------	------

<2015年度>	2	90	2	5
----------	---	----	---	---

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部

(2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部

(3) 提出期限 : 9月11日(12時まで)

(4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

1) 業務方針の的確性	6点
-------------	----

2) 業務方法の整合性、現実性等	12点
------------------	-----

3) 当該業務実施上のバックアップ体制	7点
---------------------	----

(2) 業務従事者の経験能力等

1) 類似業務 ^{注1)} の経験	40点
----------------------------	-----

2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域 ^{注2)} での業務経験	8点
--	----

3) 語学力 ^{注3)}	16点
-----------------------	-----

4) その他学位、資格等	11点
--------------	-----

(計100点)

注1) 類似業務 : 投資促進に係る各種業務

注2) 対象国/類似地域 : モザンビーク/全途上国

注3) 語学の種類 : 英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：無

6. 業務の背景

モザンビーク共和国は、ここ10年以上にわたり年平均6~8%の高成長を続けており、安定した政治、近年開発が進む天然資源、農業開発ポテンシャルなどから、今後も安定的に成長・発展していくことが見込まれる。かかる状況下で近年同国への投資熱が高まっており、日本企業も石炭、天然ガス、木材などの天然資源とそれらを原料にした鉱工業、ナカラ回廊を中心にした農業開発事業等を中心に、同国でのビジネスの機会を模索しているところである。同国への投資に関しては首相府と企画開発省が管轄する投資促進センター（CPI）が①国内外直接投資促進、②投資案件の承認・実施支援、③投資案件の促進、受諾、承認、④財務面・税面でのインセンティブの保証、⑤国内企業と海外企業、大企業と中小企業間のリンケージの組成推進、⑥ジョイントベンチャーパートナーの紹介、⑦投資機会の発掘・広報、⑧国内ビジネス開発のための支援促進等の各種事業・サービスを通じ窓口機能・実施促進機能を担っているが、これらサービスは現段階では不十分であり、制度は存在するものの十分に運用されているとは言い難く、期待されるほどの案件形成・実施に結び付いていないのが現状である。また、同分野の関連機関としては経済特区事務局（GAZEDA）や農業促進センター（CEPAGRI）等数多くの機関が存在するが、これら機関間の役割分担が明確ではなく、機関間コーディネーションも不十分である。

一方で、2013年6月には日本政府とモザンビーク政府の間でサブサハラアフリカ初となる投資協定が締結されたことから、今後さらに両国間の連携が強化されることが確実視されており、モザンビーク政府が日本企業による投資事業を通じた同国の産業開発・雇用促進ひいては持続可能な経済発展への貢献を大いに期待している中、CPIを中心に同国関係機関を育成しネットワークを強化することで、日本からの投資候補案件が増加し、WIN WINの関係を築けるものと期待される。特に、日本が対モザンビーク援助において最も重点を置くナカラ回廊開発における重要案件として現在実施中の「尿素肥料工場整備準備調査（PPP F/S）」やその他の候補事業については、将来の事業化段階において円借款乃至海外投融資によって周辺インフラ整備が行われることが想定されているが、投資環境の整備なくしては十分な事業効果を発現することが難しく、CPIを中心としたモザンビーク政府の関連各機関の能力強化が不可欠である。また、日伯モ三角協力による熱帯サバンナ農業開発事業（ProSAVANA）の一環として農業開発事業のシードマネーとなる円借款（「農業融資ツーステップローン」）による融資事業形成の可能性を検討しているが、同事業は、日本企業による「責任ある農業投資の原則（PRAI）」及び「国家の食料安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林の責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（V&G）」に基づく農業投資事業が、地域の農民に然るべき形で裨益しながら事業効果を生み出していくことが構想されており、そのためにも同制度整備や関係機関の能力強化は重要である。

かかる状況から、2012年11月より2013年6月まで投資促進アドバイザーを派遣し、投資制度等に係る情報収集・分析やCPIを中心とした投資促進担当機関の育成を行い、関連情報の把握やセミナーやOJTを通じたカウンターパートのスキルアップなどの成果を達成したが、同時に更なる組織強化や情報整理の必要性など様々な課題が抽出されている。また、モザンビークでは投資促進国家政策を2013年中に纏める計画であり、同政策を実行に移すための体制整備、人材育成が急務となっている。今後の円借款や海外投融資案件の然るべきタイミングでの形成・実施も含め、投資促進アドバイザーを派遣することで、より長期的な視点でCPI

を中心とした関係機関の育成に取り組むこととする。

7. 業務の内容

本コンサルタントは、CPIをメインのカウンターパート(C/P)とし、モザンビーク共和国投資促進担当機関(CPI、CEPAGRI、GAZEDA等)の能力強化を図ると共に、主に日本からの投資を念頭に置いた周辺インフラ整備のための円借款乃至海外投融資候補案件の形成を支援する。

具体的な業務内容は以下の通り

<2013年度：2013年10月上旬～2014年3月下旬>

(1) 国内準備期間(2013年10月上旬)

- ア モザンビークの投資促進に係る現状・概況について既存文献を通じて概要を把握する。
- イ これまでにモザンビークにてJICAが行ってきた官民連携事業に関して、JICA関係者等からの情報収集を通じて、概要を把握する。
- ウ モザンビークへの投資促進に関し、日本政府及び日本企業等からの情報収集を通じて、概要を把握する。
- エ ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

(2) 第一次現地派遣期間(2013年10月上旬～11月下旬)

- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
- イ モザンビークにおける投資関連法・制度、投資許認可プロセスについて情報収集・レビューし、最新情報を整理する。
- ウ モザンビークにおける投資案件及び案件候補について情報収集・レビューし、最新情報を整理する。
- エ C/Pによる以下の業務に対して、助言・指導を行う。

(7) CPIを調整機関とする投資委員会及び円卓会議の定期的実施促進(参加機関：企画開発省、商工省、中小企業振興機構、経済特区管理事務局、農業促進センター、輸出振興機構、観光促進機構等)

(イ) 各州に設置されているCPI支部の役割の明確化

(ウ) 関係機関間の役割分担の明確化

(エ) 各機関(CPIを中心にGAZEDA、CEPAGRIを含むその他関係機関)の既存の人材育成計画のレビュー・分析

(オ) 情報ツール(ホームページ、パンフレット、ガイダンス冊子等)のレビュー及び更新

(カ) PRAI及びV&Gに基づく農業投資のためのガイドライン策定に向けたCPI内部の実施体制整備支援

(キ) 同ガイドライン策定に向けたProSAVANAチームとの協議・助言

(ク) 円借款・海外投融資に関連する諸機関・企業との面談を通じたOJT指導

オ モザンビーク側関係機関から各種政策文書に関するコメントを求められた際は、JICAモザンビーク事務所等との調整の上、コメントを作成する。提出に際してはモザンビーク側関係機関に対して同内容及びその背景を説明し、それを踏まえた政策決定と実施方針が行われるように情報共有と共に必要な対応をとる。

カ CPIを中心とした関係機関による投資促進体制強化のための具体策検討を支援する。

キ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAモザンビーク事務所及び在モザンビーク日本大使館に提出し、報告を行う。

- (3) 国内作業期間(2013年12月上旬)
 - ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
 - イ 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。
- (4) 第二次現地派遣期間(2014年1月下旬～3月上旬)
 - ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
 - イ 上記(2)のイ～ウの業務を継続し、最新情報を整理する。
 - ウ 上記(2)エの業務内容について引き続き支援を行う。また、上記(2)の活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICAモザンビーク事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
 - エ 上記(2)オの業務を継続して行う。
 - オ 上記(2)カの業務を継続して行う。
 - カ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAモザンビーク事務所及び在モザンビーク日本大使館に提出し、報告を行う。
- (5) 帰国後整理期間(2014年3月中旬)
 - ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
 - イ 専門家業務進捗報告書(和文)を作成し、JICAアフリカ部に提出、今後の課題も含めた報告を行う。

<2014年度>

- (6) 国内準備期間(2014年4月下旬)
 - ア 前回派遣を踏まえると共に、日本政府、JICA、本邦企業からモザンビークへの投資に関する進捗情報を収集し把握する。
 - イ 2013年度派遣結果を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。
- (7) 第三次現地派遣期間(2014年5月上旬～7月上旬)
 - ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
 - イ 上記(4)イの業務を継続し、最新情報を整理する。
 - ウ 上記(4)ウの業務内容のうち継続して支援が必要と判断されるものについて引き続き支援を行うと共に、新たに以下の業務に対して、助言・指導を行う。また、上記(4)の活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICAモザンビーク事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
 - (ア) 各機関(CPIを中心にGAZEDA、CEPAGRIを含むその他関係機関)の人材育成計画に対する提言
 - (イ) 円借款・海外投融資の実施を想定した、人材育成に向けた第三国とのピアラーニングの機会創出
 - (ウ) 円借款・海外投融資の実施を想定した、各州CPI支部の人材育成のための研修会の定期開催支援
 - (エ) 情報提供サービス改善に向けた投資セミナー、投資ミッション(派遣、受入れ)等のOJT指導
 - エ 上記(4)エの業務を継続して行う。

- オ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAモザンビーク事務所及び在モザンビーク日本大使館に提出し、報告を行う。
- (8) 国内作業期間(2014年7月上旬)
- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- イ 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。
- (9) 第四次現地派遣期間(2014年9月下旬～11月下旬)
- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
- イ 上記(7)イの業務を継続し、最新情報を整理する。
- ウ 上記(7)ウの業務内容のうち継続して支援が必要と判断されるものについて引き続き支援を行う。また、上記(7)の活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICAモザンビーク事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
- エ 上記(7)エの業務を継続して行う。
- オ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAモザンビーク事務所及び在モザンビーク日本大使館に提出し、報告を行う。
- (10) 国内作業期間(2014年11月下旬)
- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- イ 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。
- (11) 第五次現地派遣期間(2015年1月下旬～3月上旬)
- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
- イ 上記(9)イの業務を継続し、最新情報を整理する。
- ウ 上記(9)ウの業務内容のうち継続して支援が必要と判断されるものについて引き続き支援を行う。また、上記(9)の活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICAモザンビーク事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
- エ 上記(9)エの業務を継続して行う。
- オ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAモザンビーク事務所及び在モザンビーク日本大使館に提出し、報告を行う。
- (12) 帰国後整理期間(2015年3月中旬)
- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- イ 専門家業務進捗報告書(和文)を作成し、JICAアフリカ部に提出、今後の課題も含めた報告を行う。

<2015年度>

- (13) 国内準備期間(2015年4月下旬)
- ア 日本政府、JICA、本邦企業からモザンビークへの投資に関する進捗情報を収集し把握する。
- イ 2013年度派遣結果を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

- (14) 第六次現地派遣期間(2015年5月上旬～6月下旬)
- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
 - イ 上記(11)イの業務を継続し、最新情報を整理する。
 - ウ 上記(11)ウの業務内容のうち継続して支援が必要と判断されるものについて引き続き支援を行う。また、上記(11)の活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICAモザンビーク事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
 - エ 上記(11)エの業務を継続して行う。
 - オ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAモザンビーク事務所及び在モザンビーク日本大使館に提出し、報告を行う。
- (15) 国内作業期間(2015年6月下旬)
- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
 - イ 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。
- (16) 第七次現地派遣期間(2015年8月上旬～9月下旬)
- ア 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
 - イ 上記(14)イの業務を継続し、最新情報を整理する。
 - ウ 上記(14)ウの業務内容のうち継続して支援が必要と判断されるものについて引き続き支援を行う。また、上記(14)の活動全体を踏まえ、新たに取り組むべき活動があると判断された場合は、JICAモザンビーク事務所と協議の上、同活動も業務内容に含める。
 - エ 上記(14)エの業務を継続して行う。
 - オ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、JICAモザンビーク事務所及び在モザンビーク日本大使館に提出し、報告を行う。
- (17) 帰国後整理期間(2015年9月下旬)
- ア JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
 - イ 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICAアフリカ部に提出、今後の課題も含めた報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(和文4部・英文5部：監督職員、JICA産業開発・公共政策部、JICAモザンビーク事務所、在モザンビーク日本大使館、C/P機関)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文5部：監督職員、JICA産業開発・公共政策部、JICAモザンビーク事務所、在モザンビーク日本大使館、C/P機関)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

- (3) 専門家業務進捗報告書（和文4部：監督職員、JICA産業開発・公共政策部、JICAモザンビーク事務所、在モザンビーク日本大使館）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) プロジェクト実施上での残された課題
- 5) その他

- (4) 専門家業務完了報告書（和文4部：監督職員、JICA産業開発・公共政策部、JICAモザンビーク事務所、在モザンビーク日本大使館）

記載項目は以下のとおり。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) プロジェクト実施上での残された課題
- 5) その他

C/Pと協力して作成した投資促進情報ツールを参考資料として添付すること。
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、香港/シンガポール・ヨハネスブルグ経由を標準とします。

- (2) 臨時会計役の委嘱（臨時会計役を委嘱する場合のみ）

以下に記載の一般業務費については、当機構モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

（第1年次及び第3年次）

- ・ 通訳費：18,300円×1人×90日＝1,647,000円
- ・ 消耗品購入費：2,000円×40式＝80,000
- ・ 車両関係費：14,000円×90日＝1,260,000円
- ・ 任国内旅費：30,000円×10回＝300,000円
- ・ 資料等作成費：5,000円×100式＝500,000円

（第2年次）

- ・ 通訳費：18,300円×1人×165日＝3,019,500円
- ・ 消耗品購入費：2,000円×60式＝120,000
- ・ 車両関係費：14,000円×165日＝2,310,000円
- ・ 任国内旅費：30,000円×10回＝300,000円

・セミナー開催に係る経費：200,000円×2式＝400,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（3）見積方法

本業務については、全体を1つの契約とし手契約書を締結することとします。このため、見積書は年度ごとに分けて、契約期間全体で作成してください。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

1）現地業務日程

2013年度の現地派遣期間は2013年10月上旬～11月中旬、1月中旬から2月下旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2）現地での業務体制

本専門家1名のみをCPIに派遣予定。（他の専門家の派遣予定はありません。）

3）便宜供与内容

当機構モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

①空港送迎

なし

②宿舎手配

なし

③車両借上げ

なし

④通訳備上

なし

⑤現地日程のアレンジ

なし

⑥執務スペースの提供

CPI内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（2）参考資料

1）本業務に関する以下の資料を当機構アフリカ部アフリカ第三課（TEL:03-5226-8216）にて配布します。

・投資促進アドバイザー（2012年11月～2013年8月）報告書

2）モザンビークの投資環境調査に関する報告書が以下のウェブサイトで公開されています。

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000929/mz_investmentclimate.pdf

（3）その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上